

(ひな形)

東大阪税納第 号

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役 様

東大阪市長 野田 義和

(公印省略)

鑑定評価依頼書

下記により、鑑定評価を依頼します。

記

第1条 評価依頼物件

<土地>

(土地の表示)

所在 _____

地番	地目		地積(m ²)
	公簿	現況	公簿

<建物>

(主である建物の表示)

所在 _____

家屋番号 _____

種類 _____

構造 _____

床面積 _____

(ひな形)

- 第2条 価格時点
令和__年__月__日とする。
- 第3条 評価依頼の目的
東大阪市市税の滞納により差し押えた不動産を公売するため。
- 第4条 鑑定価格によって求めるべき価格
正常価格(換価処分の特異性を考慮すべき価格を付記してください。)
- 第5条 その他の依頼条件
前条の価格が決定されるに至った経過及び理由、必要に応じて採用した資料、並びに鑑定評価の手順に関する事項を明らかにした鑑定評価書及び意見書(以下「評価書」という。)を作成すること。
- 2 前項の評価書が、鑑定評価条件に適合した鑑定評価でなかった場合は、本市は貴社に再鑑定評価、鑑定評価の決定理由の不備の補完、採用した評価に関する資料、又は鑑定評価の手順に関する事項の追加を求めることができる。
- 3 前項の再鑑定評価又は不備の補完のために要する費用は、貴社の負担とする。
- 第6条 鑑定評価書の納品期限
鑑定評価書の納品期限は、令和__年__月__日とする。
- 第7条 鑑定評価書の必要部数
正本1部
副本2部
- 第8条 現地確認のための立会日時及び集合場所
双方協議して定めるものとする。
- 第9条 鑑定評価報酬及び鑑定評価報酬の支払い
鑑定評価報酬は、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」によるものとする。
- 2 貴社は、評価書の納品後、代金の支払を本市に請求するものとする。
- 3 前項の規定により、貴社から支払請求があったときは、本市はその日から30日以内に支払うものとする。
- 第10条 再委託の禁止
貴社は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第11条 依頼の解除
本市は、貴社が次の各号の一に該当する事実があると認められるときは、契約を解

(ひな形)

除することができる。

- (1) 貴社の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、契約に違反したとき、又は契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 貴社が評価依頼地の鑑定評価に当たって、評価依頼地の評価構成を妨げる事情があるものと認められるとき。
- (4) 役員等（貴社が個人である場合にはその者を、貴社が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により、本市がこの契約を解除した場合において、貴社に生じた損害があっても、本市は一切その補償の責めを負わない。

第12条 違約金

貴社が正当な理由なく納品期限内に評価書の納品を完了しないときは、本市は遅延日数に応じ、本契約金額につき、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を徴収することができる。

2 前項の違約金は、次条に定める損害賠償金の予定又は、その一部と解釈しない。

第13条 損害賠償

貴社は、本契約に定める義務を履行しないため、本市に損害を与えたときは、その

(ひな形)

損害に相当する金額を損害賠償として本市に支払わなければならない。

- 2 この契約の履行に当たり、貴社に生じた損害又は貴社が第三者に及ぼした損害はすべて貴社が負担する。ただし、本市の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

第14条 疑義の決定

本依頼に関し疑義のあるときは、本市・貴社協議のうえ定めるものとする。

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市税務部納税課

TEL:06-4309-3153

FAX:06-4309-3808